　様式第１号（第３条関係）

　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付申請書

　　発第　　号

　　　　年　月　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　市　　町　　村　　長

　　　市町村以外の団体　にあっては、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により、別添申請様式を添えて申請します。別添　申請様式（様式第１号関係）

　１　補助金交付申請（又は決定）額

　　　　　　　　　　　　円

　２　補助事業等の目的及び内容（又は成果）

　３　事業実施計画（又は実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | | 事業量  (単価、回数、面積等) | 完了(予定)  年月日 | 事業費 | 負　　　担　　　区　　　分 | | | 備　考 |
| 県 費 | 市町村費 | その他 |
|  | |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |

４　事業完了予定年月日

　　　　年　　月　　日

５　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県　費  その他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度  予算額 | 前年度  予算額 | 比較増減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

６　添付書類

（１）市町村の補助金交付に関する規定、要綱等（市町村が補助事業者として申請する場合。なお、実績報告書にあっては、省略する。）

（２）実施設計書又は見積書の写し（実施報告書にあっては、出来高設計書又は納品書の写し）

（３）その他特に知事が必要と認めるもの（実施報告書にあっては、当該事業で購入した資材及び設置した施設の写真など）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。以下（５）（６）の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

　　　所在地：

　　　事業者名：

　　　代表者職・氏名：

様式第２号（第６条関係）

　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付決定通知書

　　発第　　号

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　様

埼玉県知事　　　　氏　　　　　名

　　年　　月　　日付け　　第　　　号で申請のあった　　　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付決定する。

記

１ 交付決定金額 金 円

２　交付方法

３　交付条件

(1) 次の各号に掲げる場合は、知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(4) 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付する場合は、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、補助事業者の承認を受けなければならないこと。

(ｱ) 間接補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(ｲ) 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならないこと。

ウ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

エ ウの財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間は、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならないこと。

オ エの補助事業者の承認を受けて、ウの財産を処分した場合において、当該処分により収入があった場合は、当該収入の全部、又は一部を補助事業者に納付しなければならないこと。

カ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間整備保管しておかなければならないこと。

キ 知事が必要に応じて間接補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがあること。

(5)　(4) により、補助事業者が付した条件に基づき、間接補助事業者から承認申請、又は報告があったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

また、財産処分に伴い、間接補助事業者から間接補助金の返納があった場合は、速やかに知事に報告して補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。

様式第３号（第７条関係）

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金

　　　　　　 変更(中止･廃止)承認申請書

　　発第　　号

　　　　年　月　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　市　　町　　村　　長

　　　市町村以外の団体　にあっては、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で補助金交付決定の通知を受けた　　　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金について、変更(中止･廃止)承認を受けたいので申請します。

（注）　添付書類は、別添申請様式(様式第１号関係)に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「補助事業等の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第４号（第９条関係）

　　　　年度埼玉県果樹産地育成総合対策事業実績報告書

　　発第　　号

　　　　年　月　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　市　　町　　村　　長

　　　市町村以外の団体　にあっては、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた

　　　年度埼玉県果樹産地育成総合対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（注）　添付書類は、別添申請様式(様式第１号関係)に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「補助事業等の目的及び内容」を「成果」と書き換え、軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

　様式第５号（第10条関係）

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付額確定通知書

　　発第　　号

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　様

埼玉県知事　　　　　氏　　　　　名

　　　年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知をした　　　年度果樹産地育成総合対策事業費策補助金については、　　　年　月　日付け　　第　　号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

１　補助金交付決定額　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付確定額　金　　　　　　　　　　　円